

司法改革・規制改革 WATCHING

新しい法曹養成制度構築に向けた法律整備状況

坂本智恵子 LEC総合研究所主任研究員

1、新しい法曹養成制度の必要性

「制度を活かすもの、それは疑いもなく人である」。今般の司法制度改革は、制度を担う人的基盤の整備を基礎とする。

事前規制から事後規制の社会への移行が進み、今後、法的需要が大幅に増大していく。法曹人口という面に着目すれば、先進諸国と比較して、法曹の総数、新規法曹のいずれにおいても極めて少ないのが現状である。そこで、今年度(2002年度)の司法試験合格者を、1,183人(前年比2割増)に増員し、2002年3月に発表された「司法制度改革推進計画」は、2010年頃までに司法試験合格者を3,000人程度とするなど、法曹人口増員計画は実行のときが来ている。しかし、質的側面も軽視することはできない。社会の複雑化・グローバル化に伴い、国民の法的ニーズは多様化していく。これに加え、日本の高等教育の再興を目指す気運が高まってきたことから、司法制度改革の議論の中で、日本版Law Schoolが検討されたのである。「点」(司法試験の可否)のみによる選抜ではなく、「プロセス」としての法曹養成制度として、法科大学院を中核とした法学部教育と司法研修所との有機的連携を図ることが必要とされている。

本稿では、法曹養成制度についての法整備の進捗状況を法科大学院の仕組みを中心に紹介する。

2、質・量ともに充実した法曹養成制度のための法整備状況

新しい法曹養成制度を構築するための3つの法律案(法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案)が10月18日に閣議決定、同日国会へ提出され、11月12日に衆議院を通過した(うち、学校教育法については、11月22日に可決成立している)。以下、順次説明する。

(1)法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案(閣法第2号)

同法律案は、高度の専門的な能力および優れた資質を有する多数の法曹の養成を図るため、法曹の養成の基本理念、その中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験および司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定める。これまで各自独立して法曹養成を担ってきた機関(大学・司法試験管理委員会・裁判所等)に、有機的連携を持たせるものである。

基本理念

法曹養成の基本理念として、求められる法曹(専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養等)、法曹養成のための中

核的な教育機関としての法科大学院における教育(入学者の多様性、少人数による密度の高い授業、実務に必要な学識等を涵養する理論的かつ実践的な教育、厳格な成績評価等)、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保について規定する。

国・大学の責務

法科大学院の教育の充実等のため、法曹養成機関相互の連携確保、法科大学院の教育における法曹の参画等必要な措置が国の責務とされている。大学の責務としては、法科大学院における教育の充実に努めることが規定されている。

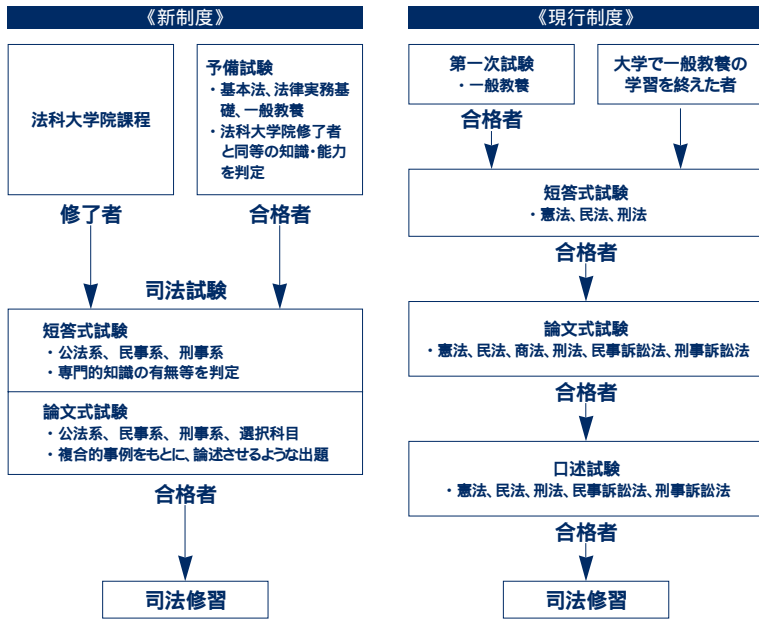
その他

法科大学院の適格認定については、学校教育法に詳細が規定される。また、法務大臣と文部科学大臣の相互協力義務が定められている。

(2)学校教育法の一部を改正する法律(閣法第4号)

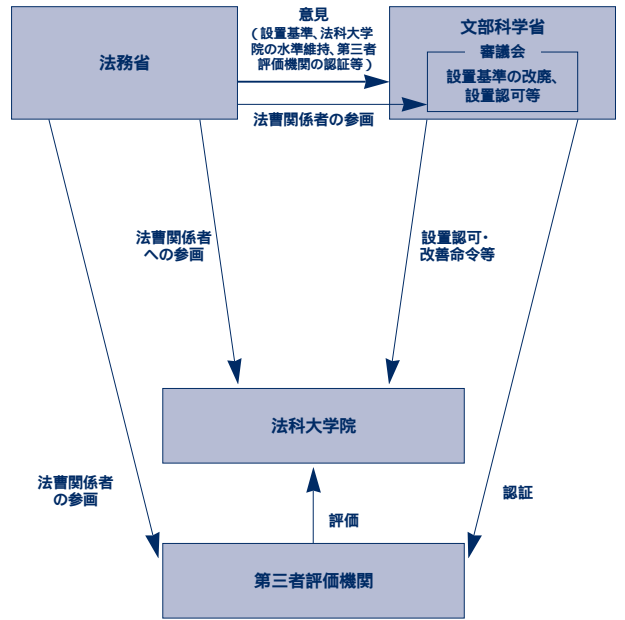
同改正法は、大学等の教育研究活動等の充実を図るため、大学等の設置について一定の事項を行うときは認可を受けることを要しないもの等とするとともに、大学等に対する勧告等の制度および大学等の認証評価制度を設け、あわせて、専門職大学院制度を設ける等の内容を定める。法科大学

資料1 新しい法曹養成制度のイメージ



参考：司法制度改革推進本部資料(2002年7月4日)

資料2 法科大学院への法曹と法務省の関与



出所：司法制度改革推進本部資料(2002年7月4日)

院も、学校教育法上の大学院に位置付けられる。同改正により、専門職大学院制度を創設、第三者評価制度を導入し、法科大学院が従来の大学院に拘泥しない法曹養成に相応しい機関であることを担保するものである。

専門職大学院制度の創設

高度専門職業人の養成を目的とする「専門職大学院」制度を創設し、法科大学院をその一類型として位置付ける。法科大学院課程修了者には、国際的通用性も勘案し、J.D.に相当する専門職学位を授与する。

設置認可制度の見直し

法科大学院の課程を新設する場合には、新たに専門職学位を授与することになるので認可が必要である。

第三者評価による
大学評価制度の導入

法科大学院については、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を実施する場合に、適格か否かの認定をする等の特例措置がある。

なお、学校教育法の改正にあたって文部科学省は、法科大学院について特に、多様な社会状況に対応できる、国際的に活躍できる人材の養成、教育水準を確保するための全国的な適正配置、職業倫理の涵養や創造的な人材の養成を目指すこ

ととしている。

(3) 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第3号)

同法律案は、法科大学院における教育と司法試験および司法修習生の修習との有機的連携を図るため、司法試験について、法科大学院の課程を修了した者等にその受験資格を認めることとし、試験の方法、試験科目等を改めるほか、試験の実施等を所掌する機関として法曹および学識経験者により構成される司法試験委員会を設置する等の措置を講ずるとともに、司法修習生の修習について、その期間を少なくとも一年とすることを定める。法曹資格の試験たる、司法試験及びその合格後に課される司法研修についての法律であり、法曹養成の最終段階に位置付けられる。

司法試験法の改正

今般の司法試験法改正後に行われる司法試験(以下、新司法試験という)は、法学既修者として2年の短縮型コースに入学した学生が大学院課程を修了する2006年から行われる。試験方法としては、短答式および論述式による筆記試験を行う。短答式試験は、公法系科目(憲法・行政法)、民事系科目(民法・商法・民事訴訟法)、刑事系科目(刑法・刑事訴訟法)について行われ、論文式試験は、これらに加え選択科目につ

いて行われる。

受験資格としては、法科大学院課程の修了から5年間で3回までという期間および回数制限が導入される。

法科大学院修了者以外にも法曹資格の取得の途を確保するため、新司法試験導入から5年程度は現行の司法試験も併行して実施するものとされており、新司法試験への移行措置期間が設けられている。

移行措置期間の終了後は、法科大学院課程修了者以外にも、司法試験の受験資格を認めるために、司法試験予備試験が導入される。予備試験は、現行司法試験に変更を加えた内容となっており、法科大学院修了者と同等の能力を判定する目的で行われる。予備試験合格者も、受験期間および回数の制限は同様である。

また、新司法試験および予備試験の実施、それに関する重要事項の調査審議等を所掌する機関として、司法試験管理委員会を改組した、司法試験委員会を設置する。

裁判所法改正

現行の裁判所法では、司法試験合格後、少なくとも1年6か月の修習期間を経ることを規定しているが、改正案では、法科大学院における充実した実務教育を前提に、少なくとも1年間の修習を経ることとされている。

(了)